

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第154回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和7年3月26日（水）10時00分～11時05分

Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山下 東子（部会長）、大谷 和子（部会長代理）、相田 仁、西村 暢史、
西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子

（以上8名）

（2）総務省

井上料金サービス課長、小川料金サービス課課長補佐、
齊藤料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐
五十嵐電気通信技術システム課長、柴田電気通信技術システム課企画官、
吉田電気通信技術システム課課長補佐、
堀内基盤整備促進課長、大堀基盤整備促進課企画官、
望月基盤整備促進課課長補佐

（3）審議会事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第3191号】

イ 第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について【諮問第3192号】

ウ 電気通信事業法第108条第1項の規定による第一種適格電気通信事業者の指

定及び同法第 110 条の 3 第 1 項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について【諮問第 3193 号】

エ 事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正について【諮問第 3195 号】

開 会

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 おはようございます。事務局の坂平です。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、委員9名中8名の方、予定どおり8名の方に御出席いただいておりますので、定足数は満たしております。

それでは、定刻になりましたので、電気通信事業部会第154回を開催いたします。

恐れ入りますが、山下部会長におかれましては、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○山下部会長 おはようございます。

それでは、ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第154回を開催いたします。

本日は、Web会議を開催しており、委員9名中8名が出席されておりますので、定足数を満たしております。Web審議となりますので、皆様、御発言の際は、マイクとカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、答申事項4件でございます。少し長丁場になるかもしれませんが、よろしくお付き合いくださいませ。

議 題

答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について【諮問第3191号】

○山下部会長 それでは初めに、諮問第3191号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について審議いたします。

本件は、1月21日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、1月22日水曜日から2月20日木曜日までの間、意見募集を実施し、その結果を公表するとともに、2月26日水曜日から3月11日火曜日までの間、2回目の意見募集を実施しました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは、相田主査、よろしくお願いいたします。

○相田接続委員会主査 接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、諮問第3191号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について、資料154-1に従い、接続委員会における調査・検討の結果を御報告いたします。

本件の概要につきましては、資料154-1の84ページ以降に掲載しておりますが、令和7年度以降に適用する接続料の改定等を行うため、接続約款の変更を行うものでございます。

本件につきましては、先ほど部会長から御紹介がございましたように、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見、再意見を踏まえ、3月19日水曜日に開催した接続委員会におきまして、本変更案及び提出された意見に関する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、ただいま画面に示されております資料154-1の1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可につきましては、諮問のとおり認可することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

また、報告書の2に示しましたとおり、総務省に対して1点の項目について要望することとしております。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料154-1の2ページ以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○小川料金サービス課課長補佐 相田主査、ありがとうございます。総務省料金サービ

ス課の小川でございます。

それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案等に関する意見及びその考え方ということで、パブリックコメントを2回行わせていただきましたので、その結果につきまして御説明いたします。

今回、加入光ファイバ、NGN、それから実績原価方式など、各算定方式に関する接続約款の変更認可申請が出てまいりましたけれども、それぞれの項目につきまして多数の御意見をいただいております。そのため、主立ったものについて御説明させていただきますこととしたいと思います。

それでは、資料通し番号の4ページ目でございます。令和7年度の加入光ファイバに係る接続料の改定等ということでございます。今回、多数の意見をいただいておりますけれども、やはり加入光ファイバに係る接続料の改定の部分について、非常に多数の意見をいただいておりますので、こちらを中心に御説明させていただきたいと思います。

早速でございますけれども、加入光ファイバの接続料の改定、意見1でございます。

今回、加入光ファイバの接続料は、乖離額の調整などを経まして、当初の認可された接続料より、やや上振れ傾向にあるといった状況でございます。これを踏まえましての御意見でございまして、令和7年度の接続料は下がる見込みであったにもかかわらず、当初の見込みに反して接続料は上昇する傾向にあるということでございます。それによって接続事業者には甚大な影響が生じているといった意見。

それから、令和8年度以降の次期算定期間における加入光ファイバ接続料の算定方法についても、早急に議論を行うべきといった意見。

それから、今次申請のコストの上昇要因は、いろいろな物価高などの影響も踏まえたものでございますけれども、これはいずれも上昇トレンドが今後も継続することが想定されるため、低廉化された接続料が上昇に転じることで、公正競争が阻害されることが懸念されるといった総論的な意見をいただいたものでございます。

これを踏まえまして、再意見1でございますけれども、こちらはNTT東日本・西日本からの再意見でございます。

労務費・原材料費等の高騰によってコストは増加傾向にありますけれども、企業による当然の経営努力として、引き続きコスト効率化に取り組むといった再意見。

また、再意見の3ポツ目のところでございますけれども、加入光ファイバについて、

接続事業者の予見性を高める観点から、今、自主的な取組として、毎年10月末に接続料算定上の比率などの速報値について開示されておりますけれども、これについて、引き続きさらなる情報開示に努めてまいりたいといった再意見が出されております。

これを踏まえまして、考え方1ですけれども、加入光ファイバの接続料について低廉な水準であることは、競争を通じた低廉な料金と多様なサービスの実現のために重要であると考えております。そのため、次期算定期間、これは令和8年度以降を指しておりますけれども、この加入光ファイバの接続料につきましては、今回多くの事業者からいただいた意見も踏まえつつ、どのような算定方法を用いるかも含め、検討を深めていくことが適当と考えております。

また、具体的に、3ポツ目でございますけれども、加入光ファイバに係る中長期的な需要の見通し、それから、当該見通しから予測される接続料に関しまして、必要に応じて算定方式、今、第1号将来原価方式を取っておりますけれども、こういった算定方式が適切かどうかも含めて、各算定方式における接続料の見通しなどの場合分けを行うなど、適切な算定方法について検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、意見2に移らせていただきます。通し番号7ページ目でございます。

意見2、こちらは同じく、加入光ファイバの接続料の予見可能性に関する御意見でございますけれども、将来原価方式に基づく接続料の適用期間中においては、次期算定期間、向こう数年間の算定期間の接続料の予測が開示されていないため、今回のように乖離額調整で接続料が大きく変動いたしますと、接続事業者の経営に影響が出る可能性について指摘された御意見でございます。

また、第二種指定設備設置事業者と同様に、NTT東西において毎年度3年分の適用単金・予測単金を提示すべきではないかといった御意見もいただいております。

また、意見2の4ポツ目でございますけれども、毎年10月末に開示されております予測接続料あるいは接続料算定上の基礎情報の開示につきまして、継続した取組を求めるとともに、さらなる開示対象項目を拡大するように求めていきたいといった御意見もいただいております。

これを踏まえた再意見2でございますけれども、毎年度10月末の情報開示につきまして、NTT東西として、今後もさらなる情報開示に努めてまいりたいといった再意見が出されています。

また、2つ目のポツのところでございますけれども、これは第二種指定設備設置事業

者と同様に、向こう数年分の予測単金を出すべきではないかといった御意見に対する回答でございますが、第一種指定設備設置事業者に関しては、様々な接続形態あるいはアンバンドル機能を提供しており、固定通信設備は多岐にわたることから、第二種指定電気通信設備設置事業者における接続料算定の状況とは、必ずしも状況は同じではないのではないかという意見です。

また、乖離額調整が毎年発生してきておりますので、第二種指定設備設置事業者と同様に、向こう数年分の予測単金をかなりの稼働をかけて算定をした結果でも、乖離額が発生してしまうことは、接続料の算定の構造上避けられず、かえって事業者の混乱を招くことにもなりかねないのではないかといった再意見が出されています。

これを踏まえまして、考え方2でございますけれども、予測接続料、今回意見がございましたような情報の開示につきましては、次期算定期間に向けて必要に応じて検討することが適当と考えておりますけれども、御意見の点につきまして、第一種指定設備設置事業者は、第二種指定設備設置事業者とは異なる省令上のアンバンドル機能の種類やその数などもございますので、そういった点は考慮に値すると考えておりますけれども、今後の検討に当たりまして、接続事業者から指摘のございました観点も踏まえまして、予見性の確保に関する検討は進めていくことが適当と考えております。

また、予測対象機能数を拡大すべきといった御意見につきましても、NTT東西において、必要に応じて検討を進めていくことが適当であると考えております。

少し先へ進めさせていただきまして、意見8のところでございます。こちらは、NTT東西から総務省に対して毎年度、加入光ファイバの接続料に係るコスト効率化あるいは削減効果について報告を受けているものに対する意見でございます。

意見8の3ポツ目のところでございますけれども、今回特にNTT東日本において、一時的に管理費・共通費が増加しているように見受けられるとの指摘です。これについては、あくまで一時的なものなのかどうかを確認する御意見、また、中長期的なコスト効率化、削減の状況について説明を求めたいといった御意見もいただいております。

これに対して、NTT東西の再意見の8でございますけれども、2ポツ目のところでございます。今回の管理費・共通費の増加につきましては、あくまでNTT東日本における組織再編に伴う体制整備による一時的なものであって、今後もコスト効率化に関する取組とその効果について、説明をしていきたいといったことで再意見が出されております。

これを踏まえまして、考え方8でございますけれども、加入光ファイバのコスト効率化に関する取組につきましては、令和5年度の接続料の改定に係る接続約款の変更認可の際に審議会からいただきました御答申を踏まえまして、総務省から要請を行い、それに基づいて報告をされているというものでございます。

2 ポツ目、管理費・共通費の増加につきましては、あくまで一時的な増加と再意見でも出されているところでございますけれども、加入光ファイバ接続料は上昇傾向にあるといった傾向も踏まえまして、N T T 東西においては引き続き、コスト効率化あるいは費用削減に努めることが適当であると考えております。

また、既存の取組に限らず、システムの活用あるいはD Xの推進といったことも再意見の中で出されておりますけれども、必要に応じて、こうした新たな効率化の取組を検討することが望ましいと考えております。

続きまして、意見9でございます。

こちらは観点が変わりまして、加入光ファイバとメタル回線のコストの配賦に係る御意見でございます。現在、加入光ファイバとメタル回線は、契約者数に応じて電柱・土木設備といったコストの配賦を行っておりますけれども、今後、メタル回線設備が徐々に縮退していきますと、加入光ファイバの方にそのコストが寄ってくるということになりますので、これによって加入光ファイバ接続料が大幅に上昇いたしますと、メタル回線設備の縮退そのものの合理性・妥当性の観点から問題が生じるといった御意見をいただいております。また、電柱・土木設備の費用全体の効率化・削減などに取り組むことについても御要望いただいております。

また、御意見の9の2 ポツ目ですけれども、メタルと光のコストの配賦比率が急激に変動いたしますと、やはりそれは影響が大きいということですので、配賦比率の予測値をあらかじめ提示してほしいといった御意見、また、メタル回線設備の売却益を活用することによって、メタルと光の配賦比率を長期安定的にすることが適当という御意見もいただいております。

N T T 東西からの再意見9でございますけれども、あくまで今の電柱・土木設備のコスト配賦比率につきましては、契約者数に応じて推移するものであるもので、なかなか予測することは難しいところはございますけれども、可能な限り配賦比率については情報開示に努めていきたいといった再意見が出されています。

また、メタル回線設備の売却益の活用については、今の接続会計上も、これはメタル

回線設備に関する費目でございますので、メタル回線接続料の原価に反映しているといった再意見が出されています。

これを踏まえまして、考え方9ですけれども、現在、土木設備・電柱設備に関する費用の配賦につきましては、メタル回線のコストの在り方に関する検討会での議論を踏まえて、今のこのような配賦となっております。

また、電柱・土木設備の費用削減・効率化につきましては、当然、NTT東西の経営努力として進めていくことが適当と考えておりますので、2ポツ目にその旨書かせていただいております。

また、メタル回線設備の縮退に関する御意見もいただいたと理解しておりますので、これにつきましては、NTTにおいて具体的な代替サービスへの移行を含め、移行計画を早急に策定した上で、総務省において、その計画について必要な検証を行うことが適当と考えております。この点、通信政策特別委員会でも同様の御議論をいただいているところでございますので、そちらの状況も見ながら、検証を行うことが適当と書かせていただいております。

また、メタル回線設備の売却益の扱いなどに関する御意見につきましては、こうした移行計画の検証を行う際に、総務省において留意することが適当であると考えております。

続きまして、意見12の部分に進めさせていただきたいと思います。通し番号31ページ目でございます。

意見12、加入光ファイバ接続料の今回の乖離額の主な要因といたしまして、報酬額の増加ということがございました。この点につきまして、報酬の割合の上昇、あるいは電柱・土木設備のコスト上昇に関する御懸念を示された御意見です。それから、意見12の3ポツ目でございますけれども、報酬を算定する際に、NTT東西の自己資本比率などのパラメーターに対して御意見をいただいたというものでございます。NTT東西の自己資本比率は、ほかのインフラ系産業の主要企業と比べて高い数字になっているといったことについて、御指摘をいただいたものと理解をしております。また、NTT東西がNTT持株会社の100%子会社であることも考慮した上で、持ち株会社との間の資本調達の実態を明らかにして、自己資本比率の算定の在り方を検討する必要があるといった御意見をいただいております。

また、当課で担当させていただいております接続料の算定等に関する研究会といった

場も活用して、報酬の在り方について議論することを御要望されるといった御意見もいただいております。

この他にも報酬につきましては、算定の際に用います β 値の在り方、あるいは自己資本利益率の算定期間、エクイティ・リスク・プレミアムの対象期間についても多数の御意見をいただいておりますので、併せて御報告させていただきます。

これを踏まえまして、再意見１２でございますけれども、NTT東西の再意見でございます。

報酬の構成比の増加というのは設備管理運営費の低減によるものであって、その算定の結果、今このような自己資本比率になっているということでございますので、これは接続料の低廉化を目的に見直すべきではないといった御意見もいただいております。

また、NTT東西として、会社の判断として必要な資金を調達しておりますので、この点は接続料算定の観点から、資本調達方法を決定しているものではないといったことも意見として出されています。

また、NTT持株会社の資本構成比を採用すべきという意見もいただいておりますけれども、それに対しましては、グループ会社の様々な事業における資金調達の状況が反映されたものが、NTT持株会社の資本構成比でございますので、必ずしもNTT東西の固定通信の資金調達の実態のみを表すものでないといったことを言われております。また、NTT東西として持株会社の資本構成比を用いるというのは、あくまでNTT東西としての資本調達の実態とも全く異なる数値を使うことになるので、その点については合理性がないのではないかとといった再意見も出されています。

これを踏まえまして、考え方１２でございますけれども、この点につきましては、報酬額の動向が接続料に大きな影響を与えることを踏まえまして、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移については注視するとともに、必要に応じて見直しを検討することが適当ではないかと考えております。

また、NTT東日本・西日本が、NTT持株との関係において、接続料算定上見込んでいる報酬より低廉なコストで資本を調達できている場合につきましては、その実態を考慮した算定方法も含めて検討することが適当と考えております。また、次期算定期間における接続料の算定方法に係る議論につきましては、NTT持株との関係における資本調達の実態について、この点が重要な論点となってくるということでございましたら、議論に必要な範囲で明らかにされることが適当であると考えております。

少し進めさせていただきまして、通し番号49ページ目の意見19でございます。

加入光ファイバの提供遅延という問題がございまして、これについて、接続研の中でもよく御議論いただいてきたことに対する御意見でございます。加入光ファイバの提供遅延は、地域ごとに納期に差があるということでございまして、それは接続事業者からしてみると公正競争上の問題となる可能性があるので、引き続きの検証を求めたいといった御意見をいただいたものが、意見19でございます。

それを踏まえまして、再意見19、NTT東西からの再意見としましては、今現在、公正競争上の問題は発生していないという認識でございますけれども、この点、接続事業者からの御懸念も強く、また、接続研の中でも議論されているところでございまして、引き続き、必要な検証あるいは報告に努めていきたいといった再意見が出されております。

これを踏まえまして、考え方19でございます。加入光ファイバ等の提供遅延につきましては、御意見いただいておりますとおり、接続事業者のサービス提供に大きな影響を与える問題であると考えております。また、接続研においても、その観点から検証・議論が継続されているところと承知しておりますので、総務省において引き続き注視することが適当と考えております。

また、総務省においては、NTT東西に対しまして、徐々に状況は改善しておりますけれども加入光ファイバ等の提供遅延の状況、それから、改善に向けたいろいろな取組、それに伴う改善の状況につきまして、昨年度と同様に今年度も総務省にきちんと報告するように要請することが適当であると考えておりますので、この点、要請の文字を付させていただきますところでございます。

加入光ファイバ接続料等に関して、主なところは以上でございまして、続きまして、NGN等に係る接続料関連のパートに移らせていただきたいと思います。通し番号61ページ目の意見29でございます。

こちらは主に音声接続料に関する御意見をいただいたところでございます。今回、令和7年度の音声接続料は、メタルIP電話、それから光IP電話の接続料を組み合わせで適用する接続機能ということで新しく設定してございますけれども、それにつきまして、意見29では、回数当たりの単金が増加して、秒数当たりの単金が増加した要因であるSIPサーバの保守維持限界に伴う更改投資、これは今般の申請のみに限定した特殊要因かということで確認の御指摘をいただいております。

これは、光 I P 電話に用いる S I P サーバが保守維持限界を迎えるので、向こう数年間で更改投資を行っていくことに伴いまして、光 I P 電話の接続料が上がってきたということに関しての御指摘と承っております。

また、今般の接続約款の変更認可申請におきまして、N T T 東西において接続料に差異が生じた理由についての御説明を求めたいといった御意見が出されております。

これに対しまして、再意見 2 9、N T T 東西の再意見でございますけれども、今般設定いたしました組合せ適用接続機能の回数比例単金が上昇した要因といたしまして、何点か挙げられております。

まずは、組合せ適用接続機能は、メタル I P 電話接続機能と光 I P 電話接続機能を組み合わせて設定するものです。こちらはトラヒック比に応じて加重平均で算定するというところでございますけれども、メタル I P 電話接続機能は時間比例コストが大宗を占める一方で、光 I P 電話の接続機能は回数比例のコストが大宗を占めるといったものでございます。今回、S I P サーバ更改の影響によって光 I P 電話接続機能の回数比例単金が増したことによって、結果として組合せ適用接続機能による接続料も上昇してきたということでございます。

また、四角の 2 ポツ目のところでございますけれども、こちらは、光 I P 電話のトラヒック比率は今後も高まる想定ですので、従来と比較いたしまして、加重平均を取りますと、光 I P 電話の方の要素がかなり強く出てくるというのが今後の見込みであると書かれております。

また、音声接続に係る組合せ適用接続機能の東西の格差につきましては、情報通信審議会から昨年 6 月にいただきました、I P 網への移行後の音声接続料の在り方に関する答申に基づいて算定した結果として生じるものであるといったことで再意見が出されております。

これを踏まえまして、考え方 2 9 でございますけれども、音声接続料の推移とその要因につきまして、今回、再意見 2 9 の中でも出されておりますが、N T T 東西において S I P サーバの更改投資などといったコスト押し上げ要因になるものも含めて、接続事業者の求めに応じて適切に説明することが適当と考えております。

また、東西格差のところでございますけれども、2 ポツ目、これまで加入電話／メタル I P 電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から、もとより東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるということで、N T T 東西の接続

料において同額とする扱いが取られてきたものでございます。

他方で、昨年6月にいただきました答申を踏まえますと、接続料算定方法につきましては、メタルIP電話固有部分については引き続き東西均一接続料を継続するということが適当とされた一方、光IP電話については従前から東西別接続料でございましたので、これは引き続き維持すると整理されたところでございます。

これを踏まえまして、組合せ適用接続機能の接続料を算定いたしますと、光IP電話の方が別接続料ということでございますので、当然そこには東西の差が生じてくるといった、これは算定の構造上このようになるということで、考え方29を書かせていただいております。

続きまして、実績原価方式の方に移らせていただきたいと思います。通し番号72ページ目でございます。こちらは中継光ファイバの接続料上昇についての御意見でございます。

これにつきまして、中継光ファイバは昨年までやや下落傾向にあったところ、今般、接続料上昇に転じたため、今後の傾向に関する御説明を求めたいというものです。また、大幅な接続料の上昇については、先ほど申し上げました報酬部分の増加によるものが大きいということでございますので、この点について、こういった影響を受けないような制度を求めたいといった御意見をいただいております。

これにつきまして、再意見37でございますけれども、中継光ファイバの接続料の上昇につきましては、接続事業者の需要増加が一巡したことが要因とした上で、今後の見通しについてはなかなか正確な予測は難しいといった意見が出されています。

また、他方で、再意見37、3ポツ目でございますけれども、予見性確保のために、接続料の変動に大きく影響するような施策を実施する場合には、できるだけ早く、早期に情報開示を行っていききたいといった再意見が出されております。

これを踏まえて、考え方37でございますけれども、中継光ファイバのようなレガシー系設備に関する接続料に関する情報の事前開示につきましては、毎年10月末に翌年度適用接続料の見込みが開示されているところでございます。

また、過去の総務省の要請において、通常予想される傾向と全く異なる金額の変動が生じる可能性がある場合には、接続事業者に対して、できるだけ早期に情報開示に努めていくべきということで要請がなされております。

これを踏まえまして、NTT東西におきまして、中継光ファイバにつきましても、こ

の要請の趣旨を踏まえて、できるだけ早期の情報開示を行っていくことが適当と書かせていただいております。

また、報酬につきましては、先ほど申し上げました考え方12のとおりでございます。

最後の意見でございます。通し番号77ページ目、意見40でございます。こちらは今般の能登半島地震に伴う特別損失の計上に関する御意見でございます。

御意見といたしましては、今般の能登半島地震の特損の処理の範囲にとどまらず、今後、南海トラフ地震などの大規模災害の発生時に特別損失を高く計上いたしますと、それが接続料に大きな影響を与えることに対する御懸念の意見でございます。

これを踏まえまして、NTT東西からの再意見40の2ポツ目でございます。接続事業者の予見性確保のため、再計算報告時に特別損失の影響も開示しているということでございます。今後、予見性確保に資する情報開示に努めていきたいといった御意見が出されております。

考え方40のところでございますけれども、これは過去に総務省から、災害特別損失の計上におきましては、できるだけ、災害の態様や規模にもよりますけれども、接続料原価への算入に係る情報開示について、関係事業者に情報開示を行っていくべきということで要請を出しておりますので、今後もこれによるところが必要と考えております。

なお、今般の能登半島地震に伴う災害特別損失の計上につきましては、第一種指定電気通信設備に関する維持費、運営に関する営業費用に相当するものでございますので、今般の処理は適当であると考えているところでございます。

長い説明になりましたが、以上でございます。いずれの御意見を踏まえましても、今般申請のあった内容について、何か変更を加えるものではないと考えておりますので、1月にお諮りさせていただきましたとおり、改めて今般この内容につきまして御議論いただければと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○山下部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。非常に多方面にわたって、また、たくさんの意見と再意見が出たと思うんですけども、その中で主要な部分について御説明をいただいたと考えております。

それでは、森委員、お願いいたします。

○森委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

私は構成員にさせていただいてから、毎年度この問題について、答申案等を拝見してき

ましたし、また、こういう御意見も拝見してきたわけですが、今回いろいろ意見のほうを拝見していますと、予測値と外れているということですね。それから、実際に予測値との乖離というものがあって、それが単年度的な乖離ではなくて、トレンドとして、下がっていくはずのものが上がっていつているというお話でした。

私自身はもちろん、予測値算定の仕組み等について全く承知していないわけなんですけれども、全くその概略しか知らないわけなんです、そういうことになると、今非常に精緻に工数をかけてやっていただいている情報開示の作業、予測値算定の作業だと思ってしまうけれども、それをそんなに手間暇のかからないようにするというのも、素人考えとしてはあるわけでごさいます、それによって、そもそもあまり当たらないかもしれないよということになってしまうわけですが、工数がかからないければ、オプションとして、例えば複数年度みたいなことも可能になるかもしれませんし、そういう印象を持ってしまいました。

御作業の中におられますと、適当にやりましょうみたいなことはなかなか考えられないのかもしれませんが、外部から見ると、そういうのもどうかなと思いましたが、意見として申し上げます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま御意見いただいているんですが、大谷部会長代理からもいただいていますので、そちらを伺ってから、総務省さんから御意見、お返事をいただくということでしょうか。

それでは、大谷委員、お願いいたします。

○大谷部会長代理 大谷でございます。お時間いただきまして、ありがとうございます。

非常に緻密な作業を進めていただきまして、まず事務局に御礼申し上げたいと思います。また、御意見を寄せてくださった事業者の皆様にも、検証していただきましてありがとうございます。

今回感じましたのは、接続料そのものについては、予測可能性を確保するために、かなり大きな努力を続けていただいているということですが、それでも潮目が変わってくる瞬間というのは時々訪れるもので、現在そういった潮目の変わるところに差しかかっているのかなと考えております。特に光ファイバーも含めた大きなインフラの根幹の部分で、メタル回線ではない部分に影響が出ているということにつきましては、今後の世

帯数の減少であるとか、人口の減少であるとか、そういったことも踏まえて、改めて潮目の変化についていけるような対応をしていかなければいけないと感じております。

先ほど森委員からも御発言があったものでして、それと少し逆方向の御意見になってしまうかもしれませんが、もちろん過剰に緻密な計算をしていく必要はないと思っておりますが、トレンドの変わり目といったものについては、ある程度対応ができるような体制を取っておくことも必要ではないかと思っておりますので、そういった意味で発言をさせていただきました。

私からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省からお答えをお願いしますでしょうか。

○小川料金サービス課課長補佐 総務省料金サービス課の小川でございます。森先生、大谷先生、御指摘いただきましてありがとうございます。

まず、森先生からいただきました予測値の開示の部分で、よりコストのかからない方法といいますか、簡便な方法でも、何らか情報開示に努めていくことが望ましいのではないかといった御指摘をいただいたところでございます。

こちらの意見に今、意見2の部分でも書かせていただいておりますけれども、制度を持っている側といたしまして、第一種指定電気通信設備に関するアンバンドル機能の数あるいはその種類につきましては、かなり膨大なものになってまいりますので、これを第二種指定電気通信設備設置事業者と同様に出していくというのは、NTT東西からの再意見もございまずとおり、すぐに対応というのはなかなか難しいところはあるかと思ひます。

他方で、予測単金については、向こう数年分のそのものとはいかないまでも、今回、接続事業者から併せて要望のございました10月末の速報値といったものの開示につきましては、できるだけ幅広に取り組んでいくべきとは考えておりますので、まずNTT東西において、予測値の開示に係る稼働あるいは実用性も踏まえまして、どういった情報の開示が望ましいか、また、接続事業者からの要望をよくよく考慮した上で、情報開示の在り方について検討を進めていくことが適当と考えておりますので、この点につきましては引き続き、取り得る改善を図っていければと考えているところでございます。

また、大谷先生からいただきましたトレンドの変わり目、特にメタル回線の縮退あるいは需要の変化も踏まえた接続料の算定の在り方について検討すべきということで御指

摘いただいております。この点、考え方1の辺りでも書かせていただいていたところがありますけれども、まさに大谷先生に御指摘いただきましたとおり、加入光ファイバの需要について、これまでずっと需要が右肩上がりで伸びていくということはある程度想定していたものでございますが、ある種、踊り場的なところに来ているといえますか、必ずしも右肩でずっと伸びていくという状況ではなくなってきたつありますので、今回算定方式の場合分けなども書かせていただきましたけれども、需要の見通しをよく精査いたしまして、適切な算定方法について、また調整を図ってまいりたいと考えております。

すいません。答えになっておりますでしょうか、よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、森委員、よろしゅうございますでしょうか。

○森委員 ありがとうございました。いずれにしましても、外からどう見るかということについては、また今後も申し上げたいと思います。でも、御説明には納得いたしました。ありがとうございました。

○山下部会長 それでは、大谷委員、いかがでしょうか。

○大谷部会長代理 御説明いただいたとおりで問題ございません。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ほかに御意見ございませんでしょうか。

特に御意見等ございませんようですので、諮問第3191号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

イ 第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について【諮問第3192号】

○山下部会長 続きまして、諮問第3192号、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について審議いたします。

本件は、1月21日火曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、1月22日水曜日から2月20日木曜日までの間、意見募集を実施し、その結果

を公表するとともに、2月26日水曜日から3月11日火曜日までの間、2回目の意見募集を実施しました。

それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。本日は、接続委員会の相田主査より、委員会での検討結果について御報告いただきます。

それでは、相田主査、よろしくお願いいたします。

○相田接続委員会主査　それでは、諮問第3192号、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正について、資料154-2に従い、接続委員会における調査・検討の結果を御報告させていただきます。

本件の概要につきましては、資料154-2の6ページ以降に掲載しておりますが、第二種指定電気通信設備接続会計規則について、所要の規定の整備を行うものでございます。

本件につきましても、先ほど部会長から御紹介ございましたように、2回の意見募集を行いました。寄せられた意見を踏まえ、3月19日水曜日に開催した接続委員会におきまして、本改正案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方を整理いたしました。

当委員会といたしましては、まず、資料154-2の1ページにあります報告書の1に示しましたとおり、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正につきましては、諮問のとおり改正することが適当と認められるとの結論を得ましたので、その旨御報告させていただきます。

提出された意見及びそれに対する考え方につきましては、報告書の別紙といたしまして、資料154-2の2ページ目以降に取りまとめてございます。その具体的な内容につきましては、総務省より御説明いただけるとのことでございますので、よろしくお願いいたします。

○廣瀬料金サービス課課長補佐　総務省料金サービス課の廣瀬でございます。

それでは、提出された意見と、それに対する考え方につきまして御説明します。資料154-2の2ページ目、右肩に別紙と書かれたところを御覧いただければと思います。

本件、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正につきまして、意見募集及び再意見募集を行いました結果、こちらのページにございますとおり、1回目の意見募集で3件の御意見を頂戴しております。なお、2回目の再意見募集につきましては、特段寄せられた御意見はございませんでした。具体的な意見の内容とそれに対する考え方に

については、3 ページ目を御覧ください。

まず、意見 1 につきましては、個人の方から、対応すべきとの意見を頂戴しております。また、意見 2 につきましては、NTT ドコモから、本改正に賛同という御意見をいただいております。これらに対する考え方としましては、賛同の御意見として承るとさせていただきます。

続きまして、意見の 3 につきましては、こちらはソフトバンクからの御意見でございます。本改正を踏まえ、適切に対応していく所存とした上で、本改正により事業者の負担が増加することとなるため、総務省においては、透明性確保と事業者負担とのバランスを考慮し、例えば経年で大きな変動が見られない項目がある、または接続料水準に大きな変動がない場合は、様式における項目の簡素化、記載の省略化、あるいは項目の削除といった見直しを適宜柔軟に行うことを要望するといった御意見でございました。

これに対する考え方について、一番右の考え方の欄でございますが、まずは今般の改正は、接続会計における費用配賦を総務省において検証可能とするため必要な記載を求めているものであり、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては、今後も引き続き提供を求めていくことが適当と考えますとさせていただいた上で、御要望のございました今後の様式における項目の簡素化等につきましては、引き続き総務省において接続料の検証や接続料算定の精緻化、適正性のさらなる向上の検討を行う際に、参考とすることが適当とさせていただきます。

意見は以上でございますが、簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問などございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

それでは、特に御意見等ございませんようですので、諮問第 3 1 9 2 号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

ウ 電気通信事業法第 1 0 8 条第 1 項の規定による第一種適格電気通信事業者の指

定及び同法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について【諮問第3193号】

○山下部会長　続きまして、諮問第3193号、電気通信事業法第108条第1項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び同法第110条の3第1項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定について審議いたします。

本件は、1月29日水曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、1月30日木曜日から2月28日金曜日までの間、総務省において意見募集を実施しました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○大堀基盤整備促進課企画官　総務省基盤整備促進課の大堀でございます。資料154-3を御覧ください。

諮問第3193号につきましては、山下部会長から今御発言もございましたとおり、1月29日の当部会において御審議いただき、その後、意見募集を実施いたしました。

諮問内容の概略を確認させていただきますと、この諮問は、事業者からの申請に基づき、総務大臣が行う2つの指定についてお諮りするものでございます。

電気通信事業法上、適格電気通信事業者は、いわゆる電話のユニバとブロードバンドのユニバの2種類に分かれます。電話ユニバについては、資料の2ページ目にございますとおり、既にNTT東日本及びNTT西日本が適格電気通信事業者に指定されておりますところ、今般新たにワイヤレス固定電話サービスを開始したので、これを含めた形で第一種適格電気通信事業者に指定してほしい旨、NTT東西から申請があったものが諮問事項の1つ目でございます。

次に、BBユニバについては、資料の6ページ目にございますとおり、今般新規にNTT東西と株式会社ZTVの3社から、第二種適格電気通信事業者に指定してほしい旨、申請がございました。こちらが諮問事項の2つ目になります。

いずれの申請も、それぞれ審査しました結果、既定の基準を満たしていることから、総務大臣の指定を行いたいと考えており、諮問させていただきました。

30日間の意見募集の結果、意見の御提出はございませんでした。そこで、答申案を資料の1ページ目のとおり準備させていただきました。諮問のとおり、事業者を指定することが適当と認められる旨、記載させていただいております。

概略は以上でございます。

なお、１月２９日の当部会で御答申いただきました、これらユニバーサルサービス制度に係る総務省令案、諮問第３１９０号につきましては、山下部会長、大谷代理、そして構成員の皆様にご了承いただき、省令案に技術的な修正を加えた上で、昨日３月２５日付の官報に掲載されましたので、ここに御報告申し上げます。

事務局からの説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

今回はパブリックコメントで御意見がなかったということで、私も事前に打合せをさせていただいたときに、それはとても珍しいですねと申し上げたんですけれども、これまで繰り返し審議をしてきたものでございますので、これで了承いただいているということと、これからが本番であるということをお堀様から伺ったような次第です。

何か委員の皆様から御意見等ございませんでしょうか。

それでは、特に御意見ございませんようですので、諮問第３１９３号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

エ 事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正について【諮問第３１９５号】

○山下部会長 続きまして、諮問第３１９５号、事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正について審議いたします。

本件は、１月２９日水曜日開催の当部会において、総務大臣から諮問を受けて審議を行い、１月３０日木曜日から２月２８日金曜日までの間、総務省において意見募集を実施いたしました。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○吉田電気通信技術システム課課長補佐 ありがとうございます。総務省電気通信技術

システム課課長補佐の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

資料１５４－４を用いまして、本件の概要を御説明させていただきたいと存じます。本件は、事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則等の一部改正について、諮問第３１９５号でございます。

目次のとおりでございますが、答申書（案）、概要、改正案となっております、参考として、審議会への必要的諮問事項以外の内容をつけさせていただいております。

１ページ飛んでいただきまして、２ページを御覧ください。こちらは意見募集の結果（審議会への必要的諮問事項に係るもの）でございます。今、山下部会長様からも御説明いただきましたとおり、１月２９日の諮問の際に御説明させていただいた省令・告示改正案につきまして、１月３０日から２月２８日までパブリックコメントを行っております。諮問事項、つまり省令案ということになりますけれども、こちらに対する御意見は１件ということで、一般社団法人電気通信事業者協会から御意見をいただいております。

続きまして、３ページを御覧ください。こちら、電気通信事業者協会から全体に対する御意見としまして、まず冒頭に、一部改正等の内容について賛同との御意見をいただいております。

加えて、「告示案では」以下のところになりますが、基地局の停波状況等によっては、利用者が救済網を手動選択する必要もあるため、当該選択の操作があった場合にも確実に緊急通報の発信が実現できるよう、告示やガイドライン等により機能を明確化していくことが必要との御意見をいただいております。

さらに、「また」以下のところになりますが、NB－I o T、L T E－M等は情報通信審議会の一部答申の中に記載されているとおり、非常時ローミングの提供範囲外としていたため、端末設備等規則に関する改正の中で、当該内容の明示をしてほしいとの御意見をいただいております。

これらについて、まず、最初の賛同の御意見につきましては、賛同の御意見として承りますとさせていただいております。

また、２つ目と３つ目の御意見につきましては、諮問対象外である告示案への御意見となっておりますので、総務省で適切に対応されるべきものと考えますとさせていただいております。諮問対象外の告示案での対応につきましては、この後、別途御説明させていただきます。

ページを戻りまして、1 ページを御覧ください。こちらが答申書案となっておりますので、省令案は修正がございませんでしたので、諮問のとおり改正することが適当とさせていただきます。また、別添として、今御説明差し上げました意見募集の結果（審議会への必要的諮問事項に係るもの）を添付することとしております。

続きまして、5 ページを御覧ください。こちらは、諮問時にも御説明させていただきました本件一部改正の概要資料でございます。後ほど御説明させていただきますとおり、パブリックコメントを受けまして、告示案に修正が入りましたため、一部修正させていただいておりますので、そちらを御説明させていただきます。

右上8 ページを御覧ください。通し番号で13 ページとなります。

こちらは今般、改正等を行う端末設備に関する省令案と告示案の全体像を示しておりまして、端末設備につきまして、省令と告示によって、各端末が具備すべき機能、経過措置、適用除外について規定する旨の御説明ということで、こちら、構成は同じになっておりますけれども、左の列の「下記以外」の下に、電気通信事業者協会からいただいた御意見ですとか、後ほど御説明するトヨタ自動車からの御意見を踏まえまして、諮問時は4つの類型だったところを6つの類型に修正させていただいております。

それぞれ御説明させていただきますと、1つ目の特に認められた端末と、2つ目の特定事業者の特定周波数のみで動作する端末は、諮問時と同じとなっております。

一方、3つ目のNB-IoT端末、LTE-M端末につきましては、先ほどの電気通信事業者協会からの御意見を踏まえて追加したものでございまして、こちらは適用除外とさせていただきます。

また、4つ目の専ら本邦外で使用する端末は、この後御説明させていただきますトヨタ自動車からの御意見を踏まえて追加したものでして、こちらも適用除外とさせていただきます。

5つ目のLTEを使用しない端末につきましては、諮問時に同じ名前の項目はありましたけれども、下のほうの枠外になりますが、その説明の※3のところにありますとおり、スマートフォンの衛星直接通信についても適用除外として整理する必要がありましたので、それを追記させていただいております。

この点、もともとスマートフォンの衛星直接通信につきましては、非常時ローミングの実施を想定していなかったのですが、諮問時の告示案ではこの点の範囲が漏れていたことを事務局にて認知させていただきまして、今回、手当てをさせていただきました。

事務局において反映漏れがあった点をおわびさせていただきたいと存じます。

最後、6つ目でございますが、発信機能を有さない端末は、諮問時と同じとなっております。

告示案の修正内容につきましては、後ほど具体的に御説明させていただければと存じます。それ以外の概要資料のページにつきましては、更新箇所はございませんので、御説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、24ページから28ページを御覧ください。こちらが省令改正案となっております。諮問時と同じものでございますので、御説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、29ページを御覧ください。ここから意見募集の結果（審議会への必要的諮問事項以外に係るもの）となっております。

省令案と併せてパブリックコメントを実施しまして、提出された御意見は2件ということで、一般社団法人電気通信事業者協会とトヨタ自動車株式会社から御意見をいただいております。

30ページを御覧ください。こちらは意見No.1ですが、電気通信事業者協会からの御意見となっております。先ほどの諮問事項に係る御意見と同じものを再掲したものでございます。一部改正等の内容について賛同との御意見をいただいておりますとともに、確実に緊急通報の発信が実現できるよう、告示やガイドライン等により機能を明確化していくことが必要との御意見と、NB-IoT、LTE-M等是一部答申内に記載されているとおり、非常時ローミングの提供範囲外との御意見となっております。

これらについて、最初の賛同の御意見につきましては、先ほどと同様に、賛同の御意見として承りますとさせていただいております。

2つ目の御意見につきましては、必要に応じてガイドライン等により明確化していくべきものと考えますとさせていただいております。今後必要に応じて、総務省においてガイドラインを策定してまいりたいと考えております。

3つ目の御意見につきましては、御指摘のとおりでございますので、告示案を修正することとしておりまして、具体的には、NB-IoT及びLTE-Mに該当する無線設備を使用する端末設備について、非常時事業者間ローミングに係る規定を適用しないこととさせていただいております。

続きまして、31ページを御覧ください。後半に記載してある意見No.2がトヨタ自動

車からの御意見となつてございます。

最初に、今回の「端末設備等規則及び関係告示の改正」において、端末設備が具備すべき機能が明確に提示されることで、今後の車載用通信機の開発計画への要件織り込み、品質確保に向けた評価を計画的に進められるようになることから、その改正趣旨に賛同いたしますとの御意見をいただいております。

続いて、「ただし」以下で、車載用通信機に関しては、「特に認められた端末」として、経過措置（２年間の適用除外）の適用が妥当と考えておりますとの御意見もいただいております。その理由も記載いただいているところでございます。

加えて、３２ページの後半を御覧ください。「また上記に加えて」以下のところで、「海外販売車種で搭載する車載用通信機」は、本制度の適用は恒久的に除外いただきたいと考えますとの御意見をいただいております。その理由も記載いただいております。

これらについて、最初の賛同の御意見につきましては、先ほどと同様に、賛同の御意見として承りますとさせていただきます。

２つ目の御意見につきましては、「技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認めるインターネットプロトコル移動電話端末等」として認められたものについては、非常時事業者間ローミングに係る規定を適用しないこととしており、当該規定に基づく申請があった場合には、御意見にて記載いただいた事由を含め、車載用通信機に係る事情を勘案して判断することとなりますとさせていただきます。

３つ目の御意見につきましては、御意見のとおり、日本国内で利用しない製品であつて、開発・評価する場合にのみインターネットプロトコル移動電話端末用設備に接続するものについては、非常時事業者間ローミングに係る規定を適用する必要性は乏しいと考えられます。そのため、非常時事業者間ローミングの対象外とするインターネットプロトコル移動電話端末等に「専ら試験を行うことを目的としてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続するインターネットプロトコル移動電話端末等（専ら本邦外において使用するものに限る。）」を追加いたしますとさせていただきます。

また、欄外に記載しているとおり、３４ページ以降の告示案につきまして、１月２９日の諮問時点からの変更点を黄色マーカーで示しておりますので、適宜御参考いただければと考えております。詳細な説明は省略させていただければと存じます。

総務省からの御説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申し出ください。いかがでしょうか。

お待ちしている間に、私の感想めいたことですがけれども、諮問事項はそれとして、諮問を要しない事項のところで、非常に具体的かつ建設的な御意見、御要望をいただいたと思うんです。本件は諮問の内容が多かったのも、それに目を通して、そして必要なことを御検討いただくというのは大変な作業だったと思いますけれども、このようにしてパブリックコメントの機会が生かされるのは、とてもよい制度なのだと私は感じました。

委員の皆様からいかがでしょうか。

○大谷部会長代理 大谷でございます。今、部会長がまさしくおっしゃられたとおりでございまして、必ずしも情報通信事業の担い手と目されていない事業者にも広く影響のある事項について、建設的な御意見が寄せられたことは大変喜ばしいことだと思っております。

また、それに速やかに事務局のほうでもお答えをいただけて、今回のローミングが順調に進めていけるような体制になっていることを非常に良かったと考えておりますので、感想を述べさせていただきました。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

総務省さんのほうから何かお答え等ございますでしょうか。

○柴田電気通信技術システム課企画官 事務局、総務省の電気通信技術システム課の柴田でございます。

コメントいただき、ありがとうございます。今回、通信業界の方以外からもコメントをいただきまして、それに基づき、必要な措置をとることとしたということでございます。

このローミングは、携帯電話による通信、非常時の通信の確保というところを主眼にして検討を始めたものでございますけれども、LTEを使う通信において、できる限り幅広く使われたほうが役に立つという面と、実際には、車載用通信機など、いろいろな端末がございますので、その中で、事業者・関係者に過度な負担をかけないようにということでバランスを取って進めてまいりたいと思いますので、今度ともどうぞよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかには何か御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見ございませんようですので、諮問第3195号につきまして
は、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

○山下部会長 以上で、本日の審議は終了しました。

委員の皆様から、何か追加でございますでしょうか。

事務局からは何かございますでしょうか。

○坂平情報流通行政局総務課課長補佐 事務局でございます。

次回の電気通信事業部会につきましては、別途御連絡を差し上げますので、皆様方、
よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会